

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が失効したので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項の規定により公示する。

令和六年二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人今様草加宿

二 代表者の氏名

長谷部 健一

三 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市住吉一丁目四番十二号百一

四 失効日

令和六年二月十八日